

国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程(平成16年規程第1号)第14条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学の監査の実施に関する基準等について定める。

(監査計画)

第2条 監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の実施期間
- (3) 監査の方法
- (4) 監査の重点事項
- (5) 監査の補助者

(監査事項)

第3条 監査事項は、次に掲げるとおりとする。

業務監査

- (1) 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営及び人事管理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

会計監査

- (1) 決算の状況
- (2) 予算の執行及び資金運用の状況
- (3) 収入及び支出の状況
- (4) 物品及び不動産の管理状況
- (5) 契約の状況
- (6) 人件費の支出状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(監査の実施通知)

第4条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ学長に監査事項及び監査場所その他監査に必要な事項を通知する。

(監査の手順等)

第5条 監事は、原則として次の各号に掲げる手順により監査を実施する。

- (1) 概況聴取
- (2) 担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査終了後の講評

2 監事は、必要があると認めるときは、資料の作成を求めることができる。ただし、可能な限り既存資料の活用を図るよう努める。

(監査記録)

第6条 監査の事務を補助する職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

